

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 1	1	事件・事故等報告書（HO.O.O）	「2019 事件・事故等報告書一式」には、教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、当該文書は、学生等の任意の協力に基づく事情聴取により得た情報に基づき記載されており、公にすることにより、今後、同様の事象が生じたときに学生等の任意の協力に基づく事情聴取による適正な情報収集が困難となり、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。さらに、当該文書は、公にしないことを条件として、学生課の要請に基づき学生等が任意に提供した情報であり、当該情報が公にされないことに対する学生等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、当該学生等だけでなく、ひいては本学学生等の信頼をも不当に損なうことになると認められるので、条例第 7 条第 7 号に該当する。
① 2	2	30首都大管学第751号「首都大学東京南大沢キャンパス危機管理マニュアルの改正について」	起案文書に職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	3	南大沢キャンパス危機管理マニュアル作成周知メール（2019.3.29）	メールには、職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	4	危機管理基本マニュアルの確認依頼メール（2018.6.8）	メールには、職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	5	危機管理基本マニュアル（2019年 4 月版）	危機管理基本マニュアルには、災害時に必要な衛星電話番号等が記載されており、公にすることにより、危機管理対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	6	令和元年7月30日付31公大首総総第441号「危機管理マニュアル事務取扱要綱の制定について」	起案文書及び通知文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	7	令和元年11月19日付31公大首総総第811号「危機管理マニュアルの点検について（依頼）」	起案文書及び発信文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	8	令和2年7月22日付2東公法総総第325号「危機管理基本マニュアル及び法人版地震対応マニュアルの改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、危機管理基本マニュアルには、災害時に必要な衛星電話番号等が、地震対応マニュアルにはサーバーの保管場所が記載されており、公にすることにより、危機管理対応、データセキュリティに支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	9	令和2年11月24日付2東公法総総第679号「「危機管理マニュアル」等の点検について（依頼）」	起案文書及び通知文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	10	令和4年10月28日付 4 東公法総総第640号「危機管理基本マニュアルの改正について」	起案文書及び依頼文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、危機管理基本マニュアルには、災害時に必要な衛星電話番号等が記載されており、公にすることにより、危機管理対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	11	令和5年1月31日付 4 東公法総総第1021号「危機管理基本マニュアルの改正について」	起案文書及び依頼文には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、危機管理基本マニュアルには、災害時に必要な衛星電話番号等が記載されており、公にすることにより、危機管理対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	12	令和5年3月30日付 4 東公法総総第1302号「危機管理基本マニュアルの改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、危機管理基本マニュアルには、安全確保対策のための実施項目、災害時に必要な衛星電話番号等が記載されており、公にすることにより、法人（大学）の危機管理上の課題が明らかになるなど、危機管理対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	13	令和3年5月10日付 3 東公法総総第175号「危機管理基本マニュアルの改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、危機管理基本マニュアルには、災害時に必要な衛星電話番号等が記載されており、公にすることにより、危機管理対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 2	14	令和6年3月28日付 5 東公法総総第1537号「危機管理基本マニュアルの改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、危機管理基本マニュアルには、災害時に必要な衛星電話番号等が記載されており、公にすることにより、危機管理対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	15	令和元年8月18日付31首都大管学第304号「南大沢キャンパス危機管理マニュアル（携帯版）の改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	16	令和2年7月28日付 2 都立大管学第246号「南大沢キャンパス危機管理マニュアル及び南大沢キャンパス地震対応マニュアルの改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、南大沢キャンパス地震対応マニュアルには、災害時に必要な衛星電話番号等が記載されており、公にすることにより、危機管理対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。 協定を結んでいる大学等の関係機関の電話番号については、公にすることによって当該関係機関との信頼関係が損なわれるおそれがあり、災害時における円滑で適正な活動に支障を生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。
	17	令和4年11月21日付 4 都立大管学第473号「南大沢キャンパス危機管理マニュアルの改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	18	令和5年3月9日付 4 都立大管学第779号「南大沢キャンパス危機管理マニュアルの改正について」	起案文書には職員の氏名、メールには職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 南大沢キャンパス危機管理マニュアルの改正に当たり、必要な意見聴取を行い検討した内容を記載した文書については、公にすることで率直な意見の交換が不当に損なわれる恐れがあるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。
	19	危機管理基本マニュアル/南大沢キャンパス危機管理マニュアル改正通知（2022.11.21）	通知文書には、職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	20	危機管理基本マニュアル見直し検討資料（2024.1.31）	通知文書には、職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	21	2019年12月10日付事務連絡 南大沢キャンパス版 危機管理マニュアルの確認について（依頼）	事務連絡文書には、職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 協定を結んでいる大学等の関係機関の電話番号については、公にすることによって当該関係機関との信頼関係が損なわれるおそれがあり、災害時における円滑で適正な活動に支障を生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。
	22	【依頼文】危機管理マニュアル等の修正にかかる意見集約（南大沢 C 内依頼用）	依頼文書には、職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	23	240131_【事務連絡】_危機管理基本マニュアルの見直しについて(依頼)	依頼文書には、職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
① 3	24	FW:〇/〇の〇〇部における交通事故（〇〇）について（平成〇年〇月〇日）	文書には、学生、職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であり、また、事故の内容・経過、怪我の程度が記載されており、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	25	第 1 回東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会 資料一式	議事資料には、事故の詳細な内容が記載されているものがあり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	26	事故現場写真一式	現場写真には、人物が写りこんでいるものがあり、これらについては、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 3	27	打ち合わせ資料一式（令和 3 年 5 月26日）	打ち合わせ資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 打ち合わせ資料には、委員の意見に基づき作成された内容があり、公にすることによ
	28	第 2 回東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会 資料一式	議事資料には、学生等の氏名が記載されているものがあり、また、氏名が記載されていなくとも役職名と記載内容等から特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 議事資料は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 調査委員会の議事資料を開示した場合は、外部委員等の法人への信頼を損ない、適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	29	令和3年4月27日付 3 東公法総総第166号「東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会委員の就任依頼について」	起案文書には職員の氏名、通知文には職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 調査委員会委員の承諾書には、当該委員の印影があり、公にすることで印影の偽造等、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 4 号に該当する。 調査委員会委員の就任依頼については、報酬額が記載されており、この内容については、公にすることにより、外部委員等の法人への信頼を損なうなど、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	30	令和3年4月27日付 3 東公法総総第170号「東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会設置要綱の制定」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	31	令和3年5月26日付 3 東公法総総第237号「東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会委員の就任依頼について」	起案文書には職員の氏名、通知文には職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 調査委員会の承諾書には当該委員の住所が記載されており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第 7 条第 2 号に該当する。 調査委員会委員の承諾書には、当該委員の印影があり、公にすることで印影の偽造等、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 4 号に該当する。 調査委員会委員の就任依頼については、報酬額が記載されており、この内容については、公にすることにより、外部委員等の法人への信頼を損なうなど、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	32	令和3年6月2日付 3 東公法総総第264号「東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会設置要綱の改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	33	令和3年11月9日付 3 東公法総総第637号「東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る中間報告書の提出について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	34	令和3年11月29日付 3 東公法総総第688号「東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る中間報告書（変更版）の提出について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	35	令和6年4月1日付6東公法総総第14号「東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会設置要綱の改正について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 3	36	第 3 回東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会 資料一式	議事資料には、学生の氏名等が記載されているものがあり、また、氏名が記載されていなくとも役職名と詳細な記述等から特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 議事資料は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 調査委員会の議事資料を開示した場合は、ヒアリング対象の学生、外部委員等の法人への信頼を損ない、適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	37	第 4 回東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会 資料一式	議事資料は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 調査委員会の議事資料を開示した場合は、外部委員等の法人への信頼を損ない、適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	38	第 5 回東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会 資料一式	議事資料は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 調査委員会の議事資料を開示した場合は、外部委員等の法人への信頼を損ない、適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	39	第 6 回東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会 資料一式	議事資料は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 調査委員会の議事資料を開示した場合は、外部委員等の法人への信頼を損ない、適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	40	第 7 回東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会 資料一式	議事資料は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 調査委員会の議事資料を開示した場合は、外部委員等の法人への信頼を損ない、適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	41	第 8 回東京都立大学における課外活動中の〇〇事故に係る調査委員会 資料一式	議事資料は、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 調査委員会の議事資料を開示した場合は、外部委員等の法人への信頼を損ない、適正な意見聴取が困難となり、今後の事故調査委員会活動の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。
	42	外部委員との打ち合わせ資料一式（2021年8月11日）	打ち合わせ資料については、事故調査委員会内部の検討のために本件事故の調査の過程で作成された文書であり、これらの文書については、調査を行うために幅広く収集等をした審議途中の検討段階における資料であり、これらを公にすると、検討又は審議における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、条例第 7 条第 5 号に該当する。 打ち合わせ資料には、委員の意見に基づき作成された内容があり、公にすることにより、今後、委員による適正な意見聴取等が困難となり、調査委員会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当する。
① 4	43	令和3年7月9日付 3 東公法総総第346号「「調査の申し入れと質問事項」の回答について」	起案文書には職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 「調査の申し入れと質問事項」については、氏名等の個人を識別できる情報が含まれており、また、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 回答案については、この文書を公にすると、「調査の申し入れと質問事項」の内容が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
②	44	都立大への〇〇予告に伴う対応について（プレス発表・入構禁止）（令和〇年〇月〇日）	メールには、職員の氏名及びメールアドレスが記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 文書には、爆破予告に係るメール、警察の対応等に係る内容があり、これを公にすることで、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 4 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
① 1	1	2019年度〇〇部 〇〇 承諾書	・「〇〇部 〇〇 承諾書」は、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	2	220214〇〇部_補足資料一式その 2	・「220214〇〇部_補足資料一式」は、教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	3	安全マニュアル_第十一版	・「安全マニュアル_第十一版」は、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
① 4	4	210520 〇〇部員からの報告	・「210520 〇〇部員からの報告」は、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	5	210517〇〇部提出資料一式その 2	・「210517〇〇部提出資料一式その 2」は、学生の氏名、アカウント名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	6	210602(学生課)調査委員会提出資料その 2	・「210602(学生課)調査委員会提出資料その 2」は、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	7	210711〇〇部提出 役職引継ぎ資料その 2	・「210711〇〇部提出 役職引継ぎ資料その 2」は、教職員、学生の氏名やアカウント情報等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	8	210710〇〇部提出 安全班引継ぎ資料	・「210710〇〇部提出 安全班引継ぎ資料」は学生の氏名や連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	9	210710〇〇部提出 メンテ班引継ぎ資料	・「210710〇〇部提出 メンテ班引継ぎ資料」は学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	10	〇〇部安全班ノート	・「〇〇部安全班ノート」は学生の氏名や連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	11	210816写真（〇〇部より）	・「210816写真（〇〇部より）」は学生の顔写真等が掲載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	12	210927ツーリング班と競技班の組織関係	・「210927ツーリング班と競技班の組織関係」は学生、〇〇部OBOGの氏名や連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	13	〇〇部名簿 4月時点	・「〇〇部名簿 4月時点」は学生の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	14	211101〇〇部報告書第2版付属資料その 2	・「211101〇〇部報告書第2版付属資料その 2」は教職員、学生の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	15	競技班規約のバージョンについて	・「競技班規約のバージョンについて」は学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	16	211124安全班ノート	・「211124安全班ノート」は学生の氏名や連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	17	211126提出資料について〇〇部からの回答メール	・「211126提出資料について〇〇部からの回答メール」は教職員や学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	18	211211_役職名等	・「211211_役職名等」は学生の氏名や連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	19	220124〇〇部から送付資料一式	・「220124〇〇部から送付資料一式」は教職員、学生等の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	20	220215体育会_嘆願書	・「220215体育会_嘆願書」は学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	21	〇〇部2021の処分メール	・「〇〇部2021の処分メール」は教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
	22	活動参加者名簿 0602	・「活動参加者名簿 0602」は学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

請求No	No	公文書の件名	不開示理由
	23	2019_〇〇部団体登録簿	・「2019_〇〇部団体登録簿」は教職員、学生の氏名や連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
① 4	24	〇〇 タイムスケジュール	・「〇〇 タイムスケジュール」は学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	25	210426学生事前申込 〇〇部事故	・「210426学生事前申込 〇〇部事故 」は学生の氏名や連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	26	210426〇〇部からの学外活動届の提出メール	・「210426〇〇部からの学外活動届の提出メール」は学生の氏名や連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	27	〇月〇日〇日時系列(〇〇部より)	・「〇月〇日〇日時系列(〇〇部より) 」は学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	28	〇〇部事故調査の総括と今後の対策	・「〇〇部事故調査の総括と今後の対策」は教職員・講師の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
① 5	29	2021課外活動注意点一覧メール	・「2021課外活動注意点一覧メール」は、教職員の氏名、メールアドレス等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	30	2021年度体育会CM総会その2	・「2021年度体育会CM総会その2」は、教職員、学生の氏名、連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	31	2021年度リーダー育成研修会その2	・「2021年度リーダー育成研修会その2」は、教職員、学生、講師の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	32	2022年度体育会CM総会その2	・「2022年度体育会CM総会その2」は、教職員、学生の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	33	2022年度リーダー育成研修会その2	・「2022年度リーダー育成研修会その2」は、講師の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。
	34	2023年度リーダー育成研修会その2	・「2023年度リーダー育成研修会その2」は、講師の氏名等が記載されており、特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第7条第2号に該当する。